

## 服薬管理サービス契約書

ミモザ株式会社(以下「甲」という)と\_\_\_\_\_様(以下「乙」という)とは、ご利用いただいている「ミモザ白寿庵足立江北」(サービス付き高齢者向け住宅)において、乙にご提供する服薬管理サービスにつき、次のとおり契約を締結する。

### 第1条(利用の目的)

甲は、乙に対し、第2条に記載の服薬管理サービスをご提供し、乙は、その対価として第4条に記載のサービス料金を甲に支払うものとする。

### 第2条(サービス内容)

- 1) 甲は、乙から直接医薬品および薬表を受取り、お預かりするものとする。また、甲は、乙からのお預かりを証するものとして、別紙「医薬品等預かり証」を乙にお渡りする。
- 2) 医療機関の受診や処方せんによる薬局からの医薬品の購入および薬表の受取り等は、全て乙の責任にて行っていただくものとする。(本契約の対象外となります)
- 3) 乙は、1度の服用ごとに一包化された状態の医薬品を甲に受け渡すものとする。また、一包化された医薬品の袋には以下の項目を印字しなくてはならない。  
①乙の氏名、②服薬日、③服薬時間(朝前・後、昼前・後、夕前・後)。
- 4) 乙は、サービスの提供を受ける前に、別紙「医療情報票」に病院名(主治医)、薬局名等必要事項を記載し、甲に提出するものとする。また、医療情報票の内容に変更があった場合には、速やかに変更した医療情報票を甲に提出しなければならない。
- 5) 乙は、服薬内容に変更があった場合は、速やかに甲に連絡し、変更後の医薬品および薬表を上記1)に記載のとおり甲に受け渡すものとする。
- 6) 甲は、医薬品を提供する際は、原則お食事とともにトレーに乗せて配膳し、下膳の際に空袋の目視によって服薬の有無を確認するものとし、甲の職員は乙に直接与薬しない。また、空袋の目視によって乙の服薬が確認できない(医薬品がそのまま袋に残っている)場合には、その場で服用の声掛けをし、空袋の目視確認を行うものとする。
- 7) 乙が、甲の食事サービスを利用せず、乙自身の調理もしくは購入により摂食する場合、甲はあらかじめ甲乙の協議によって決められた時間に乙に直接医薬品を手渡しし、服用の声掛けをし、空袋の目視確認を行うものとする。
- 8) 本契約において、服薬管理サービスは原則朝食時、昼食時、夕食時の3回のみとする。
- 9) 甲が上記内容に基づいて医薬品を乙に提供したにもかかわらず、乙自身の希望や拒否等によって医薬品の服用が実施されない場合は、以後の服薬管理の方法について、甲乙双方で協議することとする。

### 第3条(サービス提供の記録)

甲は、本サービスにおける医薬品の提供状況を記録し、少なくとも3ヵ月間保管しなければならない。

#### 第 4 条(サービス料金)

本サービスの利用料は月額 6,000 円(外税)とし、契約期間が 1 月に満たない場合は、1 月を 30 日として日割り計算した額とする。

#### 第 5 条(サービス料金の支払)

第 4 条のサービス料金について、乙は 1 月ごとにサービス利用月の翌月 27 日までに甲の指定する方法により支払うものとする。

以上の契約の証として本契約書を 2 通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲) 東京都足立区江北三丁目 27 番 7 号  
ミモザ株式会社 ミモザ白寿庵足立江北  
ホーム長 東 靖也 印

乙) 入居者 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

身元引受人 住所  
氏名 印

(別紙)

## 医薬品等預かり証

\_\_\_\_\_様

預かり内容	対象期間	備考
お薬手帳参照		

上記の医薬品、薬表等について、確かにお預かりいたしました。

平成 年 月 日

ミモザ株式会社

ミモザ白寿庵足立江北

ホーム長 東 靖也 印

(別紙)

## 医療情報票

ミモザ白寿庵足立江北 (甲) 御中

病院名または薬局名	主治医	備考
( 科)		
( 科)		

平成 年 月 日

氏名(乙) \_\_\_\_\_ 印

※ (乙) は入居者、連帯保証人、身元引受人のいずれかとします。